令和8年度大阪市公立学校・幼稚園教員(本務教員・講師)採用予定者対象 採用前研修 実施要項

1 目 的

本市の教員・講師内定者に対し、採用前に研修を実施することにより、初めて教壇に立つ者でも安心 して年度当初から学校園で教育活動を行うことができる環境を整えるとともに、教員の業務に対する不 安感の軽減を図る。

2 対象者

令和8年4月1日から大阪市公立学校・幼稚園教員(本務教員・講師)として勤務予定であり、今年度、大阪市公立学校・幼稚園教員(本務教員・講師)として勤務したことがない者。

3 研修日時

令和8年2月~3月の本市が指定する研修日時のうち、対象者が希望する日時。

(詳細は「令和8年度大阪市公立学校・幼稚園教員(本務教員・講師)採用予定者対象 採用前研修 講座一覧表」を参照)

4 実施場所

大阪市総合教育センター(〒543-0054 大阪市天王寺区南河堀町 4-88)

5 実施内容

「令和8年度大阪市公立学校・幼稚園教員(本務教員・講師)採用予定者対象 採用前研修 講座一覧表」のとおり

6 受講申込

(1) 受講希望者は大阪市行政オンラインシステムから申込してください。



▲申込はこちら

- (2) 受講については、申込制となります。(各回、定員になり次第、締切)
- (3) 10 講座(1回あたり2時間)があります。同一内容の講座を受講することはできません。
- (4) 受講は任意です。希望する講座のみを受講することができます。

- (5) 大阪市行政オンラインシステムでの申込締切について
 - ①令和 8 年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストに合格された方は令和 7 年 10 月 17 日 (金)までに申込ください。

令和7年10月17日(金)を過ぎての申込も可能ですが、各回定員に達し次第締切となります。

②講師として内定通知を受けた方は、通知を受けた月の20日までに申込ください。

20日を過ぎての申込も可能ですが、各回定員に達し次第締切となります。

ただし、1月もしくは2月に内定通知を受けた方については、通知を受けた月の10日までに申込ください。

③申込にあたっては、希望されるすべての研修について、受講月を問わずまとめての申請となります。

希望される研修日時が2月のみもしくは2月および3月の方は、令和8年1月13日(火)が最終の締切です。

希望される研修日時が3月のみの方は、令和8年2月10日(火)が最終の締切です。

- (6) 大阪市行政オンラインシステムでの申請後、指定した必要書類の送付をもって受講申込完了となります(大阪市行政オンラインシステムでの申請から1週間以内必着)。
 - ① (採用前研修用) 採用申込書
 - ②申し立て書
 - の2点を「採用前研修関係書類在中」と朱書きした封筒に入れて

〒530-8201

大阪府大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

教員採用・管理職人事グループ

宛に郵便等で送付してください。

- (7) 大阪市行政オンラインシステムでの申請および書類の提出を確認次第、受講申込完了メールを送付 します。
- (8)受講申込票の交付について

受講申込完了者には、大阪市行政オンラインシステムより「受講申込票」を交付します。 「受講申込票」の交付時期は、2月のみもしくは2月および3月研修受講者については1月下旬頃、3月のみの研修受講者については2月下旬頃を予定しています。

7 研修当日の注意事項

- (1) 大阪市総合教育センターに入館する際は、大阪教育大学天王寺キャンパス正門に設置された入構 ゲートを通過する必要があります。交付した「受講申込票」を必ず持参し、通過時に二次元コード をタッチしてください(「受講申込票」を忘れた場合は、顔写真付き身分証明証の提示が必要で す)。
- (2) 大阪市教職員用の駐輪場はありませんので、自転車での来所はできません。
- (3)遅刻した場合は、欠席扱いとなります。(ただし、公共交通機関の遅延等の場合は、その限りでは

ありません。)

- (4) 研修当日の欠席連絡は不要です。当日の不在をもって、欠席と判断します。
- (5) 研修初日は、「受講申込票」に加えて「個人番号(マイナンバー)提供用紙」を持参してください。

【大阪市に「暴風警報」や「特別警報」等の発令時における研修の実施について】

午前7時の時点で、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合には、当日開催予定の研修等を中止します。

午前7時を過ぎて研修等開始時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合について も、当日開催予定の研修等を中止します。

- ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
- イ 大阪市のいずれかの地域において河川氾濫等の高齢者等避難、避難指示の発令があった場合。
- ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生(気象庁発表)した場合。

ただし、上記ア〜ウにかかわらず、大阪市災害対策本部長である市長より全市に「臨時休業措置」等の指示があった場合は、研修等の措置について、別途、大阪市総合教育センターWEBページに掲載し連絡します。

8 その他

採用前研修受講期間は、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に基づく会計年度任用職員として任用します。

(1) 業務内容

「令和8年度大阪市公立学校・幼稚園教員(本務教員・講師)採用予定者対象 採用前研修」の受講

(2) 任用資格

下記すべてを満たす方。

- ・令和8年4月1日から大阪市公立学校・幼稚園教員(本務教員・講師)として勤務予定であり、今年度、大阪市公立学校・幼稚園教員(本務教員・講師)として勤務したことがない方。
- ・地方公務員法第 16 条 (欠格条項) に該当しない方 地方公務員法第 16 条 (抜粋)
 - 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなる までの者
 - 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する 罪を犯し、刑に処せられた者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 任用期間

- ・令和8年2月1日~令和8年3月31日
- · 令和 8 年 3 月 1 日~令和 8 年 3 月 31 日

のうち、本市の指定するいずれか (契約の更新はありません)。

(4) 勤務条件等

- ·報酬額:時間給 1,308円
- ・交通費:支給あり(上限あり)

※令和7年9月26日時点(募集時点)のものであり、給与改定等により採用時には変更となる場合があります。

(5)服務事項

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な 取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。 次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得たうえで申込を行ってく

ださい。 【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、 常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。 (職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則 (以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙を行わないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- 入れ墨の施術を受けないこと

9 問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号 大阪市役所 3 階 大阪市教育委員会事務局教務部教職員人事担当 教員採用・管理職人事グループ 電話番号 06-6208-9123 (松平・野里)